

平成30年7月31日

○規則

小田原市女性の活躍推進協議会規則

小田原市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市女性の活躍推進協議会規則をここに公布する。

平成30年 7月31日

小田原市長 加藤 憲一

## 小田原市規則第49号

小田原市女性の活躍推進協議会規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、小田原市附属機関設置条例（昭和54年小田原市条例第1号）第2条の規定に基づき設置された小田原市女性の活躍推進協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

**第2条** 協議会は、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に係る取組に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

(委員)

**第3条** 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 本市を管轄する公共職業安定所の職員

(2) 学識経験者

(3) 地域経済団体の役職員

(4) 事業者を代表する者

(5) 労働者を代表する者

(6) 市の職員

(7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱又は任命の日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

**第4条** 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員のうちからあらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

4 会長の任期は、委員の任期による。

(会議)

**第5条** 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

**第6条** 協議会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

**第7条** 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

**第8条** 協議会の事務は、市民部人権・男女共同参画課において処理する。

(委任)

**第9条** この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

小田原市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 7 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

### 小田原市規則第50号

小田原市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市国民健康保険条例施行規則（昭和34年小田原市規則第8号）の一部を次のように改正する。

様式第31号その1を削り、同様式その2備考2中「限度額適用認定証の交付はできません」を「限度額適用の認定をすることができない場合があります」に改め、同様式その2を同様式とする。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の規定に定める様式に基づいて調製された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。